

○廿日市市都市計画法施行細則

平成20年3月25日規則第26号

(趣旨)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に基づく事務の施行に関しては、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(設計説明書)

第2条 省令第16条第2項の設計説明書（別記様式第1号）は、同条第3項に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- (1) 開発者名及び設計者名
- (2) その他市長が必要と認める事項

(開発行為許可申請書の添付図書)

第3条 法第30条第2項の規定により添付する図書のうち、次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める書類により作成しなければならない。

- (1) 法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面 開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意書（別記様式第2号）
- (2) 法第32条第2項に規定する協議の経過を示す書面（当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者との協議が成立した場合に限る。） 開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設の管理等に関する協議書（別記様式第3号）

2 省令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる添付図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより作成されたものでなければならない。

- (1) 省令第17条第1項第2号の開発区域区域図 省令第17条第3項に定めるところにより作成されたものに、当該開発区域及びその周辺

の土地の公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図をいう。）の写しを添付したものであること。

(2) 省令第17条第1項第3号の書類 開発行為施行同意書（別記様式第4号）に、同意をした者の印鑑証明書及び同意をした者が当該土地又は工作物について権利を有することを証する書類を添付したものであること。

(3) 省令第17条第1項第4号の書類 設計者経歴書（別記様式第5号）に、設計図を作成した者が省令第19条の資格を有することを証する書類を添付したものであること。

（資力、信用等を証する書類の提出）

第4条 市長は、開発行為の許可申請者が法第33条第1項第12号に、開発行為の工事施行者が同項第13号に規定する基準に適合するかどうかを審査するため、当該申請者に対して次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 申請者が、法人の場合にあつては法人の登記事項証明書及び役員住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類、個人の場合にあつては住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

(2) 申請者が、法人の場合にあつては最近3年間の法人税の納税証明書及び事業経歴書、個人の場合にあつては最近3年間の所得税の納税証明書

(3) 申請者が開発行為によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合にあつては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けていることを証する書類

(4) 工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書及び工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(既存の権利者の届出)

第5条 法第34条第13号の規定による届出は、既存の権利者の届出書(別記様式第6号)に、当該権利を有することを証する書類を添付してされたものでなければならない。

(開発行為に係る協議の申出等)

第6条 法第34条の2第1項の市長との協議を行おうとする者は、開発行為に係る協議申出書(別記様式第7号)に、法第30条第2項に規定する書面、省令第16条第2項に規定する設計説明書及び設計図並びに省令第17条第1項各号に規定する図書(次項において「書面等」という。)を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により添付する書面等については、第2条及び第3条の規定を準用する。

3 法第34条の2第1項の協議の申出に対する結果の通知は、協議成立の場合にあつては、開発行為に係る協議成立通知書(別記様式第8号)により、当該開発行為に係る協議申出書の写しを添付して行うものとする。

(開発行為の許可等の通知)

第7条 法第35条第2項の規定による通知は、許可の場合にあつては開発行為許可通知書(別記様式第9号)により、不許可の場合にあつては開発行為不許可通知書(別記様式第10号)により、それぞれ当該開発行為の許可申請書の写しを添付して行うものとする。

(許可標識の掲示)

第8条 開発行為の許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事の期間中、その工事現場の見えやすい場所に開発行為許可標識(別記様式第11号)を掲示しておかなければならない。

(開発行為の変更許可の申請等)

第9条 法第35条の2第1項の市長の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書(別記様式第12号)及び開発行為変更概要書(別記様式第13号)に、省令第28条の3に規定する図書のほか、当該変

更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 第7条の規定は、法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項の規定による変更の申請に対する許可又は不許可の処分の通知について準用する。

(開発行為の変更に係る協議の申出等)

第10条 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の市長との協議を行おうとする者は、開発行為の変更に係る協議申出書(別記様式第14号)及び協議成立開発行為変更概要書(別記様式第15号)に、省令第28条の3に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の協議の申出に対する結果の通知については、第6条第3項の規定を準用する。

(軽微な変更の届出)

第11条 法第35条の2第3項の規定による市長への届出を行おうとする者は、開発行為変更届出書(別記様式第16号)に、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出するものとする。

(住所及び氏名等の変更)

第12条 開発行為の許可を受けた者は、住所若しくは氏名又は所在地、名称若しくは代表者の氏名に変更があったときは、住所等変更届出書(別記様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(工事の着手届)

第13条 開発行為の許可を受けた者は、当該許可に係る開発行為に関する工事に着手したときは、遅滞なく、工事着手届出書(別記様式第18号)に、主要な工事の工程計画書を添付して、市長に提出しなければならない。

(工事の中間施行状況の報告)

第14条 開発行為の許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事が次に掲げる工程に達したときは、その都度、遅滞なく、工事の中間施行状

況報告書（別記様式第19号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 擁壁の床掘りを完了したとき。
- (2) 鉄筋コンクリート擁壁を設置する場合にあっては、その基礎配筋を完了したとき。
- (3) 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗きょ、管きょ等の配置を完了したとき。

2 前項の報告書には、当該工事の施行場所を記載した宅地の平面図、断面図及び当該工事の施行状況を明らかにした写真を添付しなければならない。

（完了公告の方法）

第15条 法第36条第3項の規定による公告は、廿日市市公告式規則（昭和42年規則第7号）に基づき行う。

（工事の完了公告前における建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請）

第16条 法第37条第1号の規定により開発行為に関する工事の完了の公告の日前における建築物の建築又は特定工作物の建設の承認を受けようとする者は、開発工事完了公告前の建築又は建設承認申請書（別記様式第20号）に、当該申請に係る場所の付近見取図を添付して、市長に提出しなければならない。

（工事廃止の届出書への図書の添付）

第17条 市長は、開発行為に関する工事の廃止の届出をする者に対し、省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書に、当該工事の廃止の理由、廃止時の工事の状況、公共施設の機能の回復状況、災害防止のための措置その他必要と認める事項を記載した図書を添付させることができる。

（法第41条第2項ただし書の規定による許可の申請）

第18条 法第41条第2項ただし書の規定による市長の許可を受けようとする者は、建築物の形態制限区域内における建築許可申請書（別記様式第21号）に、当該申請に係る次に掲げる図書を添付して、市長に提

出しなければならない。

- (1) 建築しようとする建築物の敷地の周辺の土地及び建物の見取図
- (2) 建築しようとする建築物の配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図

(法第42条第1項ただし書の規定による許可の申請)

第19条 法第42条第1項ただし書の規定による市長の許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築物又は特定工作物の建築等許可申請書（別記様式第22号）に、当該申請に係る建築物又は特定工作物の敷地の付近見取図（建築物を改築し、又はその用途を変更する場合にあっては、付近見取図及び当該申請に係る建築物の現況図又は用途別現況図）を添付して、市長に提出しなければならない。

(法第43条第1項の許可の申請)

第20条 法第43条第1項の市長の許可を受けようとする者は、省令第34条第1項の許可申請書に、同条第2項に規定する図面のほか、建築物の新築、改築又は用途の変更の場合にあっては当該建築物の各階平面図を、第一種特定工作物の新設の場合にあっては当該第一種特定工作物の平面図を添付して、市長に提出しなければならない。

(法第43条第1項の許可等の通知)

第21条 市長は、法第43条第1項の許可をすることとしたときは建築等許可通知書（別記様式第23号）により、許可をしないこととしたときは建築等不許可通知書（別記様式第24号）により、それぞれ当該許可申請書の写しを添付して、当該申請者に通知するものとする。

(建築等に係る協議の申出等)

第22条 法第43条第3項の市長との協議を行おうとする者は、建築等に係る協議申出書（別記様式第25号）に、省令第34条第2項に規定する図面のほか、建築物の新築、改築又は用途の変更の場合にあっては当該建築物の各階平面図を、第一種特定工作物の新設の場合にあっては当該第一種特定工作物の平面図を添付して、市長に提出しなければならない。

ない。

2 法第43条第3項の協議の申出に対する結果の通知は、協議成立の場合にあっては、建築等に係る協議成立通知書（別記様式第26号）により、当該建築等に係る協議申出書の写しを添付して行うものとする。

（許可に基づく地位の承継の届出）

第23条 法第44条の規定により開発許可又は法第43条第1項の許可を受けた者の当該許可に基づく地位を承継した者は、地位承継後、遅滞なく、開発許可又は建築等許可に基づく地位承継届出書（別記様式第27号）に、承継の原因を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（開発行為の許可に基づく地位の承継の承認申請）

第24条 法第45条の承認を受けようとする者は、開発許可に基づく地位承継承認申請書（別記様式第28号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 承継の原因を証する書類
- (2) 承継人に係る第4条第1号から第3号までに掲げる書類

（市街地開発事業等予定区域の区域内等における建築等の許可申請）

第25条 法第52条の2第1項（法第57条の3第1項において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、市街地開発事業等予定区域内等建築等許可申請書（別記様式第29号）に、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築等を行おうとする土地の区域、建築物等の配置及び当該土地の付近の状況を示す図面（縮尺500分の1以上のもの）
- (2) 土地の形質の変更を行う場合にあっては主要部分の断面図、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合にあっては主要部分の断面図及び2面以上の立面図（縮尺200分の1以上のもの）
- (3) その他参考となるべき事項を記載した図書

（都市計画事業地内の建築等の許可申請）

第26条 法第65条第1項の許可を受けようとする者は、都市計画事業

地内建築等許可申請書（別記様式第30号）に、当該申請に係る次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築等を行おうとする土地の区域、建築物等の配置及び当該土地の付近の状況を示す図面（縮尺500分の1以上のもの）
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設を行う場合にあっては主要部分の断面図及び2面以上の立面図、土地の形質の変更又は移動の容易でない物件の設置若しくはたい積を行う場合にあっては主要部分の断面図（縮尺200分の1以上のもの）
- (3) その他参考となるべき事項を記載した図書
（立入検査証の様式）

第27条 法第82条第2項の証明書は、立入検査証（別記様式第31号）によるものとする。

（申請書等の提出部数）

第28条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する書類のうち、別表左欄に掲げるものには、それぞれ同表右欄に定める部数の当該書類の写しを添付しなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月21日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第46号）

この規則は、交付の日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第4号）

この規則は、交付の日から施行する。

附 則（令和5年5月25日規則第39号）

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

附 則（令和5年9月28日規則第49号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令

和4年法律第55号。以下この項において「法」という。)附則第2条第1項の規定による経過措置期間の経過前にされた都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けている者に係るこの規則による改正後の廿日市市都市計画法施行規則第4条の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の規定による宅地造成工事規制区域の区域外においてこの規則の施行後に行う都市計画法第35条の2の規定による変更の許可を受けるものについては、この限りでない。

別表（第 28 条関係）

書類の名称	写しの部数
省令第 16 条第 1 項の開発行為許可申請書	1 部
第 5 条の既存の権利者の届出書	1 部
第 6 条の開発行為に係る協議申出書	1 部
第 9 条第 1 項の開発行為変更許可申請書	1 部
第 10 条の開発行為の変更に係る協議申出書	1 部
第 11 条の開発行為変更届出書	1 部
第 16 条の開発工事完了公告前の建築又は建設承認申請書	1 部
省令第 32 条の開発行為に関する工事の廃止の届出書	1 部
第 18 条の建築物の形態制限区域内における建築許可申請書	1 部
第 19 条の予定建築物等以外の建築物又は特定工作物の建築等許可申請書	1 部
省令第 34 条第 1 項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設許可申請書	1 部
第 22 条の建築等に係る協議申出書	1 部
第 23 条の開発許可又は建築等許可に基づく地位承継届出書	1 部
第 24 条の開発許可に基づく地位承継承認申請書	1 部
第 25 条の市街地開発事業等予定区域内等建築等許可申請書	1 部
第 26 条の都市計画事業地内建築等許可申請書	1 部

(別記)

様式第1号(第2条関係)

(第1面)

設 計 説 明 書

開発区域に含まれる 地域の名称	廿日市市		開発者名		
			設計者名		
設 計 の 事 項 方 針	開発の目的				
	基 本 的 的 事 項	1 計画戸数及び人口			
		2 進入道路及び主要な道路計画			
		3 汚水処理計画及び流末排水計画			
		4 給水計画			
		5 消防水利計画			
		6 公園、緑地及び広場計画			
		7 公益的施設計画			
		8 地盤改良等計画			
		9 その他			
工 区 計 画	工 区 名	面 積	着手予定年月日	完了予定年月日	
		m ²	年 月 日	年 月 日	
		m ²	年 月 日	年 月 日	
		m ²	年 月 日	年 月 日	
備 考					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(第3面)

公 共 施 設 の 整 備 計 画

公園・緑地・広場	施設区分	面積 (㎡)	主な施設		予定管理者	土地の予定帰属先	
道	幅員別 (m)	延長 (m)	路面構造	側溝形状	予定管理者	土地の予定帰属先	
	路						
排水施設	系統別	形状	幅員 (m)	深さ (m)	流末処理	予定管理者	土地の予定帰属先
消防水利	防火対象物から水利点までの距離 (m)				予定 管 理 者	土地 の 帰 属 先	
	最高地盤面から水利点までの落差 (m)						
	(m)	(m)	(m)	(m ³)			
	貯水槽	縦	×横	×深さ	=		

(第4面)

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の概要

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 土地の代表地点の緯度経度 (緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5	造成等を行う土地の面積 平方メートル				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ メートル			
	ロ	盛土又は切土をする 土地の面積 平方メートル			
	ハ	盛土又は切土の土量	切土	立方メートル	
			盛土	立方メートル	
	ニ	擁壁	番号	構造	高さ メートル
					延長 メートル
	ホ	崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ メートル
					延長 メートル
	ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法 センチメートル
					延長 メートル
	ト	崖面の保護の方法			
チ	崖面以外の地表面 の保護の方法				
リ	工事中の危害防止 のための措置				
ヌ	その他の措置				
ル	工事着手予定年月日 年 月 日				
ヲ	工事完了予定年月日 年 月 日				
ワ	工程の概要				
11	その他必要な事項				

- 注 1 第1面の「開発の目的」の欄には、自己の住宅用地、分譲宅地、建売住宅付分譲宅地、一括譲渡地、自己の工場用地、自己の店舗等の区別を明示して記入すること。
- 2 第1面の「備考」の欄には、市街化区域、市街化調整区域の区分を明示し、更に地域地区等が定められている場合は、それも記入すること。
- 3 第4面について、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規制を受ける場合は、本用紙を記入すること。
- 4 第4面について、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 5 第4面について、1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名ほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。
- 6 第4面について、2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を
含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 7 第4面について、3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 8 第4面について、4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 9 第4面について、8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）
- 10 第4面について、9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 11 第4面について、11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第3号（第3条関係）

開発行為又は開発行為に関する工事により
設置される公共施設の管理等に関する協議書

年 月 日

（開発許可申請者）

㊞

（予定管理者）

㊞

別紙図面に示す開発計画により設置される公共施設の管理等について、都市計画法第3条の規定により協議した結果、次のとおり合意した。

番号	施設名	規模・構造	施設の管理者	土地の帰属先	備考

注 添付図面は、施設の位置を番号で明示した公共施設等管理依頼図とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号（第3条関係）

開 発 行 為 施 行 同 意 書

年 月 日

開発許可申請者 住 所

氏 名 ㊟

（法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

上記の者が都市計画法に基づく許可を受けて開発行為を施行し、又は開発行為に関する工事を施行することについて、次のとおり同意します。

物件の種別	物件の所在及び地番	地目又は工作物の種類	地積又は工作物の規模、用途等	権利の種類	同意年月日	権利者の住所及び氏名又は名称	印

- 注 1 「物件の種別」の欄には、土地又は工作物のいずれかに該当するものを記入すること。
- 注 2 「権利の種類」の欄には、所有権、賃借権、地上権、抵当権等の種類を記入すること。
- 注 3 「印」の欄には、印鑑証明書の印鑑と同一のものを押印すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（第3条関係）

設 計 者 経 歴 書

年 月 日

設計者氏名

次のとおり相違ありません。

氏名・生年月日					年 月 日
現 住 所					
勤務先の名称 所 在 地					電話番号（ ）
最 終 学 歴	年 月	大学 学校	学部	学科卒業	
資 格 ・ 免 許 等	一級建築士	年 月 日	取得		
	技 術 士	年 月 日	取得		
	都市計画法施行規則 第19条第1号ト該当	年 月 日			
	第19条第2号 該当	年 月 日			
実務経歴	勤務先の名称	職務内容	期 間		期間合計
			年 月から 年 月まで(様式第		年 月
			年 月から 年 月まで(年 月)		
			年 月から 年 月まで(年 月)		
			年 月から 年 月まで(年 月)		
		年 月から 年 月まで(年 月)			
設計履歴	宅地開発者名	工事施行者名	工事場所	工事面積(m ²)	許認可の年月日、番号等

注 「実務経歴」及び「設計履歴」の欄は、最近のものから順次記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号（第5条関係）

（表 面）

既 存 の 権 利 者 の 届 出 書

年 月 日

廿日市市長 様

届出者 住所

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

都市計画法第34条第13号に規定する権利を有することについて、次のとおり届け出ます。

届出者の職業 〔 法人にあっては その業務内容 〕	
土地の所在、地番、 地目及び地積	廿日市市
権利を有していた目的	
権 利 の 種 類	
権 利 の 内 容	
権利を取得した年月日	
農地転用許可年月日及 び 許 可 条 件	
※ 受 理 通 知 欄	

- 注 1 「※」印の欄には、記入しないこと。
2 記入に当たっては、裏面を参照すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

- 1 この届出書は、市街化調整区域が決定され、又はその区域が拡張された日から起算して6月以内に提出してください。
- 2 農地法（昭和27年法律第229号）による農地転用についての許可を必要とするものにあつては、市街化調整区域が決定され、又は拡張された日前に許可を受けていなければなりません。
- 3 都市計画法第34条第13号の「自己の居住用に供する建築物」とは、自らの生活の本拠として使用するものに限られます。
- 4 都市計画法第34条第13号の「自己の業務の用に供する建築物」とは、その建築物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われるものをいい、住宅はこれに含まれません。
- 5 都市計画法第34条第13号の「自己の業務の用に供する第一種特定工作物」とは、自己の業務に係る経済活動が継続的に行われるコンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第1条第1項に規定するものをいいます。
- 6 「権利を有していた目的」欄には、「自己の居住用」又は「自己の業務用」の別を記入し、業務用の場合は、業務内容をできるだけ具体的に記入してください。
- 7 「権利の種類」欄には、所有権、地上権、賃借権及び使用貸借権の区分を記入してください。
- 8 「権利の内容」欄には、契約の相手方、権利の期間等を記入してください。

様式第7号（第6条関係）

（表面）

開 発 行 為 に 係 る 協 議 申 出 書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為に係る協議を申し出ます。

年 月 日

廿日市市長 様

所在地

協議申出者 名 称

代表者の氏名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	廿日市市
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 協 議 成 立 に 付 し た 条 件		
※ 協 議 成 立 番 号	年 月 日 廿都協 第 号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏面)

- 注 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内又は第26条第1項の特定盛土等規制区域内においては、本協議が成立することにより、同法第15条第1項の宅地造成等に関する工事の協議又は第34条第1項の特定盛土等に関する工事の協議が不要となる。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。
- 3 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位とし、小数点以下第2位まで記載すること。
- 4 「都市計画法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法、森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第8号（第6条関係）

開 発 行 為 に 係 る 協 議 成 立 通 知 書

廿都協 第 号

所在地

名 称

代表者の氏名

（元号） 年 月 日付けで申出の（開発行為・開発行為の変更）について協議が成立しましたので、廿日市市都市計画法施行細則第6条第3項の規定により通知します。

（元号） 年 月 日

廿日市市長 印

1 協議が成立した開発行為の内容

別紙添付図書のとおり

2 協議成立の条件

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

指令廿都 第 号
(元号) 年 月 日

住 所
氏 名 様

廿日市市長 印

開 発 行 為 許 可 通 知 書

(元号) 年 月 日付けで申請の開発行為の施行(変更)については、都市計画法
第29条第1項
第29条第2項
第35条の2第1項 }の規定により、次のとおり許可します。

1 許可する開発行為の内容

別紙添付図書のとおり

2 許可の条件

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県開発審査会に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県開発審査会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、廿日市市を被告として（訴訟において廿日市市を代表する者は、廿日市市長となります。）、広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第10号（第7条関係）

指令廿都 第 号

（元号） 年 月 日

住 所

氏 名 様

廿日市市長

印

開 発 行 為 不 許 可 通 知 書

（元号） 年 月 日付けで申請の開発行為の施行（変更）については、次の理由により許可できません。

理 由

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県開発審査会に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県開発審査会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、廿日市市を被告として（訴訟において廿日市市を代表する者は、廿日市市長となります。）、広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

100cm ←----->			
開 発 行 為 許 可 標 識			
開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 指 令 廿 都 第 号		
開 発 区 域 の 地 域 の 名 称			
許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名	(電 話 番 号)		
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	(電 話 番 号)		
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名			
開 発 区 域 の 面 積		現 場 監 理 者 氏 名	
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
			80cm ↑ ↓
			100cm ↑ ↓
			G L

様式第12号（第9条関係）

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 廿日市市長 様 許可申請者 住所 氏 名		※手数料欄
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域 の 名 称	廿日市市
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 設 計	
	5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	6 工 事 着 手 及 び 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
	7 自 己 の 居 住 又 は 業 務 の 用 に 供 す る も の か 否 か の 別	
	8 法 第 3 4 条 の 該 当 す る 号 及 び 理 由	
	9 資 金 計 画	
	10 そ の 他 必 要 な 事 項	
開発許可（当初）の許可番号		年 月 日 指令廿都 第 号
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ 変 更 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 変 更 許 可 番 号		年 月 日 指令廿都 第 号

- 注 1 「※」印の欄には、記入しないこと。
 2 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位とし、小数点以下第2位まで記載すること。
 3 「設計」の欄には、設計変更の主な内容を記載すること。
 4 「法第34条の該当する号及び理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 5 「資金計画」の欄には、変更の有無を記載すること。
 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法、森林法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
 7 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第13号（第9条関係）

開 発 行 為 変 更 概 要 書

許可を受けた者の住所及び氏名			
設計者の住所及び氏名			
開発許可年月日及び番号		年	月 日 指令廿都 第 号
変 更 理 由			
変 更 事 項 概 要	変 更 前 の 積	m ²	変 更 後 の 積
			m ²

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第14号（第10条関係）

（表面）

開発行為の変更に係る協議申出書

<p>都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更に係る協議を申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>廿日市市長 様</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">協議申出者 名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者の氏名</p>		
開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	廿日市市
	2 開 発 区 域 の 面 積	㎡
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 設 計	
	5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	6 工事着手及び完了予定年月日	年 月 日 ～ 年 月 日
	7 自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
協議成立（当初）番号	年 月 日 廿都協 第 号	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 変更協議成立に付した条件		
※ 変 更 協 議 成 立 番 号	年 月 日 廿都協 第 号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏面)

- 注 1 ※印欄には、記入しないこと。
- 2 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位とし、小数点以下第2位まで記載すること。
- 3 「設計」の欄には、設計変更の主たる内容を記載すること。
- 4 「都市計画法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法（昭和27年法律第229号）、森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 6 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。

様式第15号（第10条関係）

協議成立開発行為変更概要書

協議成立通知を受けた者の 所在地、名称及び代表者 の氏名				
設計者の住所及び氏名				
協議成立年月日及び番号	年 月 日 廿都協 第 号			
変更理由				
変更事項概要	変更前の面積	m ²	変更後の面積	m ²

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第16号（第11条関係）

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

廿日市市長 様

届出者 住 所
氏 名

（法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

都市計画法第35条の2第3項の規定により、開発行為の変更について次のとおり届け出ます。

1 開発許可年月日 年 月 日 指令廿都 第 号
及 び 番 号

2 開発区域に含まれる地域の名称 廿日市市

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後

4 変 更 理 由

注 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第17号（第12条関係）

住所等変更届出書

年 月 日

廿日市市長 様

届出者 住所
氏名

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

開発行為の許可を受けた者の住所を次のとおり変更しましたので、廿日市市都市計画法施行細則第12条の規定により届け出ます。

開発許可年月日 及び番号	年 月 日 指令廿都 第 号
新	
旧	

注 不用の文字は、消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第18号（第13条関係）

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

廿日市市長 様

届出者 住 所
氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり開発行為に関する工事に着手しました。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 指令廿都 第 号
開 発 区 域 の 地 域 の 名 称	廿日市市
着 手 年 月 日	年 月 日

- 注
- 1 主要な工事の工程計画書を添付すること。
 - 2 工事現場に掲示した「開発行為許可標識」（様式第11号）の写真（近景・遠景）を添付すること。
 - 3 緊急時連絡表を添付すること。
 - 4 開発行為の許可を受けた者が届出すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号（第14条関係）

工事の中間施行状況報告書

年 月 日

廿日市市長 様

報告者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

開発行為に関する工事の中間施行状況について、廿日市市都市計画法施行細則第14条の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令廿都 第 号
開発区域の 地域の名称	廿日市市
報告事項	1 擁壁の床掘り完了 2 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋完了 3 地下埋設の集水管、暗きよ、管きよ等配置完了

- 注 1 「報告事項」の欄は、該当する項目番号を○で囲むこと。
2 当該工事の施行場所を記載した平面図、断面図及び施行状況を明らかにした写真を添付すること。
3 開発行為の許可を受けた者が報告すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第20号（第16条関係）

開発工事完了公告前の建築又は建設承認申請書

年 月 日

廿日市市長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり都市計画法第37条第1号の規定による建築又は建設の承認をしてください。

開発許可年月日及び番号	年 月 日 指令廿都 第 号
開発許可を受けた者の住所及び氏名	
建築又は建設しようとする土地の所在、地番及び面積	廿日市市
開発許可の内容による予定建築物又は予定特定工作物の種類	
建築しようとする建築物又は特定工作物の種類及び数	
開発行為の完了公告前に建築又は建設を必要とする理由	
※ 受 付	
※ 承 認 欄	

注 「※」印の欄には、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 2 1 号 (第 1 8 条関係)

建築物の形態制限区域内における建築許可申請書

年 月 日

廿日市市長 様

申請者 住 所
氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり都市計画法第 4 1 条第 2 項の規定による制限外の建築の許可をしてください。

開発許可年月日及び番号	年 月 日 指令廿都 第 号
定められた制限の内容	
建築物の用途	
建築しようとする土地の所在、地番及び面積	廿日市市
許可を受ける具体的内容	
制限外の建築を必要とする理由	
※ 受 付	
※ 許 可 欄	

注 「※」印の欄には、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 2 2 号 (第 1 9 条関係)

予定建築物等以外の建築物又は
特定工作物の建築等許可申請書

年 月 日

廿日市市長 様

申請者 住 所
氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり都市計画法第 4 2 条第 1 項の規定による許可をしてください。

開発許可年月日及び番号	年 月 日 指令廿都 第 号
開発工事完了公告年月日	年 月 日
土地の所在及び地番	廿日市市
開発許可の内容による 予定建築物又は 予定特定工作物の種類	
申請区分	① 新築 ② 改築 ③ 用途の変更 ④ 新設
予定建築物等以外の建築物 又は特定工作物の種類	
建築等を必要とする理由	
※ 受 付	
※ 許 可 欄	

注 1 「申請区分」の欄は、該当のものを○で囲むこと。
2 「※」印の欄には、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第23号（第21条関係）

指令廿都建 第 号
(元号) 年 月 日

住 所
氏 名 様

廿日市市長 印

建 築 等 許 可 通 知 書

(元号) 年 月 日付けで申請の

建 築 物
第一種特定
工 作 物

 の

新 改 用 途 新
変 更
設 置

 については、

都市計画法第43条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 許可する内容
別紙添付図書のとおり
- 2 許可の条件

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県開発審査会に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県開発審査会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、廿日市市を被告として（訴訟において廿日市市を代表する者は、廿日市市長となります。）、広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第24号（第21条関係）

指令廿都建 第 号
(元号) 年 月 日

住 所

氏 名 様

廿日市市長 印

建 築 等 不 許 可 通 知 書

(元号) 年 月 日付けで申請の [建築物] の [新築] の [第一種特定] の [用途の変更] については、
[工 作 物]

次の理由により許可できません。

理 由

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県開発審査会に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県開発審査会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、廿日市市を被告として、（訴訟において廿日市市を代表する者は、廿日市市長となります。）、広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（表面）
建築等に係る協議申出書

<p>都市計画法第43条第3項の規定により、（建築物 第一種特定 工作物）の（新築 改築 用途の変更 新設）に係る協 を申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>廿日市市長 様</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">協議申出者 名称</p> <p style="text-align: center;">代表者の氏名</p>	
<p>建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する</p> <p>1 土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>所在 廿日市市</p> <p>地番</p> <p>地目</p> <p>面積 ㎡</p>
<p>2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由</p>	
<p>5 その他必要な事項</p>	
<p>※ 受付番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>※ 協議成立に付した条件</p>	
<p>※ 協議成立番号</p>	<p>年 月 日 廿都協建第 号</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏面)

- 注 1 ※印欄には、記入しないこと。
- 2 「建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積」の欄の面積は、平方メートルを単位とし、小数点以下第2位まで記載すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて、農地法（、森林法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第26号（第22条関係）

建築等に係る協議成立通知書

廿都協建 第 号

所在地

名称

代表者の氏名

(元号) 年 月 日付けで申出の

建	築	物
第	一	種
特	定	
工	作	物

 の

新	改	築
用	途	の
変	更	
新	設	

 について
協議が成立しましたので、廿日市市都市計画法施行細則第22条第2項の規定により通知します。

(元号) 年 月 日

廿日市市長 印

1 協議が成立した建築等の内容

別紙添付図書のとおり

2 協議成立の条件

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号（第23条関係）

開発許可又は建築等許可に基づく地位承継届出書

年 月 日

廿日市市長 様

届出者 住所
氏名

（法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

都市計画法第44条の規定により、次のとおり許可を受けた者の許可に基づく地位を承継しました。

承継の内容	法第29条の開発許可 法第43条第1項の〔建築物〕の〔新築〕の許可 〔第一種特定〕の〔用途の変更〕の許可 〔工作物〕
許可年月日及び番号	年 月 日 指令廿都 第 号
土地の所在及び地番	廿日市市
被承継人の住所及び氏名	
承継した年月日	年 月 日
承継の原因	

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 法人の場合は法人の登記事項証明書を、個人の場合は戸籍謄本を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

開発許可に基づく地位承継承認申請書

年 月 日

廿日市市長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

都市計画法第45条の規定により、次のとおり開発許可に基づく地位を承継したいので、承認してください。

開発許可年月日 及び番号	年 月 日 指令廿都 第 号
開発許可を受けた 土地の所在及び地番	廿日市市
被承継人の 住所及び氏名	
権原を取得した年月日	年 月 日
承継の原因	

※ 受 付	
※ 承認時の付記事項	
※ 承認欄	

注 「※」印の欄には、記入しないこと。

市街地開発事業等予定区域内等建築等許可申請書

年 月 日

廿日市市長 様

申請者 住所

氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

都市計画法 { 第52条の2第1項
第57条の3第1項において準用する第52条の2第1項 } の規定により、次のとおり許可してください。

行 為 地					
施行予定者				事業等の { 予定区域 施行区域 }	
行為の種類及び内容	土地の形質の変更	面 積			
		のりの高さ			
		そ の 他			
	建築物の建築	用 途			
		構 造			
		規 模	高さ 建築面積	敷地面積 延べ面積	
		建築の種別			
	工作物の建設	そ の 他			
		工作物の種類			
		構 造			
		規 模	高さ 面積	長さ	
		建設の種別			
	そ の 他				
目 的					
行為着手完了予定期日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	

- 注 1 建築物の建築の欄の建築の種別については、新築、改築、増築又は移転の別を、工作物の建設の欄の建設の種別については、新築、改築、増築又は移転の別を記入すること。
2 不用の欄は、消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

都市計画事業地内建築等許可申請書

年 月 日

廿日市市長 様

申請者 住所

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり都市計画法第65条第1項の規定による建築等の許可をしてください。

行 為 地	都市計画事業					
行為の種類 及び内容	土地の 形質の 変更	面 積				
		のりの高さ				
		そ の 他				
	建築物 の 建 築	用 途				
			構 造			
		規 模	高 さ		敷地面積	
			建築面積		延べ面積	
		建築の種類				
		そ の 他				
	工 作 物 の 建 設	工作物の種類				
		構 造				
		規 模	高さ		長さ	
			面積			
		建設の種類				
	そ の 他					
	移動の容易 でない物件 の設置又は 堆 積	物件の種類				
		重 量				
		大 き さ				
そ の 他						
目 的						
行為着手完了 予定期日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日		

注 「建築物の建築」の欄の「建築の種類別」には、新築、改築、増築又は移転の別を、「工作物の建設」の欄の「建設の種類別」には、新築、改築、増築又は移転の別を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第31号（第27条関係）

（表 面）

第 号
立 入 検 査 証
職 名
氏 名
上記の者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第82条第1項に 規定する立入検査をすることができる者であることを証明する。
（元号） 年 月 日
廿日市市長 印

注 用紙の大きさは、横8.4センチメートル、縦5.2センチメートルとする。

（裏 面）

都 市 計 画 法 抜 粹
（立入検査）
第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者 若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合におい ては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地 において行われている工事の状況を検査することができる。